

令和6年11月 蕪崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年11月26日（火） 13:30～14:20

2. 開催場所 蕪崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員（17名）

農業委員

1 番	柳本 進
2 番	仲田 孟
3 番	伊藤 光
4 番	横森 昌広
5 番	横森 武千代
6 番	志村 保則（欠席）
7 番	伴野 正明（欠席）
8 番	比志 秀樹
9 番	樽林 信昭
10 番	山本 弘行
11 番	深澤 博文
12 番	鶴田 好仁
13 番	駒井 恵二
14 番	山本 昌巳
15 番	秋山 武仁
16 番	矢崎 芳章
17 番	飯野 直人
18 番	浅川 節子
19 番	堀川 喜美雄

農地利用最適化推進委員

20 番	雨宮 一夫
21 番	曾雌 源興
22 番	猪股 昇
23 番	猪股 和宏
24 番	金丸 光太郎
25 番	今福 重幸
26 番	小泉 尚志
27 番	内藤 幹雄
28 番	小澤 仁
29 番	功刀 良人
30 番	中込 秀樹
31 番	小野 賢治
32 番	井上 清
33 番	志村 圭一（欠席）

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸報告

第3 議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について
議案第2号	農地法第4条の規定による申請の承認について
議案第3号	農地法第5条の規定による申請の承認について
議案第4号	農用地利用集積計画の承認について
議案第5号	農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認について
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：清水 秀樹

書記：小屋 了・志村 奈美

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和6年11月農業委員会定例会を開会いたします。次第に沿って進めさせていただきます。「2：会長挨拶」 柳本会長、お願いいたします。

<会 長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

ありがとうございました。続きまして、「3：議事」に移ります。

韭崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議 長>

本日、出席委員は農業委員19名中17名で、定足数に達しておりますので、会議を開催いたします。

「日程第1 議事録署名委員の指名について」ですが、会議規則第16条第3項の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、3番 伊藤 光 委員、4番 横森 昌広 委員 をお願いいたします。

また、会議書記には、事務局職員 小屋氏 と 志村氏 を指名いたします。

続きまして、「日程第2 諸報告」事務局より報告をお願いいたします。

<事務局>

それでは会務について報告をさせていただきます。

11月7日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長が出席いたしました。

11月14日、山梨県農業委員・農地利用最適化推進委員農政推進大会に農業委員12名、最適化推進委員6名、事務局小屋及び志村が出席いたしました。

<議 長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議 長>

以上で日程第2を終わります。

続きまして、「日程第3」議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転

に関するものが8件8,612.48㎡であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）旧道路敷地のための所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）旧道路敷地のための所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲渡人の希望による所有権移転の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費米栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）競売による所有権移転の申請であります。

申請番号8番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張のための所有権移転の申請であります。

<事務局>

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<議長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問・意見なし）

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番から8番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議長>

賛成多数ですので、議案第1号については原案のとおり承認といたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

議案集の3ページをご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は、2件815㎡となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町北下條三宮地、認定こども園送迎用駐車場整備のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は神山町鍋山阿原田新田、住宅敷地拡張のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：金丸委員（志村委員欠席のため）

申請番号2番：駒井委員

（委員より現地調査に基づく説明）

<議 長>

各委員の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、申請番号1番から2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議 長>

賛成多数ですので、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

議案集の4ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、所有権の移転に関するものが2件353㎡となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は本町二丁目、住宅敷地の拡張・事業用地のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は若宮三丁目、個人住宅の建築ための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：雨宮委員

申請番号 2 番：伊藤委員
(委員より現地調査に基づく説明)

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 3 号、申請番号 1 番から 2 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第 3 号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第 4 号「農用地利用集積計画の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

議案集の 5 ページをご覧ください。今月の農用地利用集積計画の承認については、1 件 718 ㎡となっております。

申請番号 1 番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：野菜、期間：5 年、再設定です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 4 号、申請番号 1 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第 4 号については、原案のとおり承認といたします。

次に、議案第 5 号「農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認について」を議題といたし

ます。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

議案集の6ページをご覧ください。今月の農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認については6件19,662㎡となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：野菜、期間：2年、新規設定です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：ぶどう、期間：10年、新規設定です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稻、期間：10年2ヶ月、新規設定です。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稻、期間：10年1ヶ月、新規設定です。

申請番号5番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：野菜、期間：3年6ヶ月、新規設定です。

申請番号6番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：野菜、期間：5年7ヶ月、新規設定です。

<議長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第5号、申請番号1番から6番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議長>

賛成多数ですので、議案第5号について原案のとおり承認いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号についてご説明いたします。合意解約による通知が4件28,424.73㎡です。議案集の10ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は上ノ山馬口他、合意解約の通知であります。

申請番号２番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は藤井町駒井天神前他、合意解約の通知であります。

申請番号３番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は穴山町下本田、合意解約の通知であります。

申請番号４番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は神山町武田坂下他、合意解約の通知であります。

<議 長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

（「４ その他」について、事務局より説明）

<事務局長>

金丸委員長より閉会のあいさつをお願いいたします。

<委員長>

（閉会あいさつ）

<事務局長>

以上をもちまして、令和６年１１月農業委員会定例会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

○書記：小屋 了

○書記：志村 奈美